

(参考様式第1-6号) 記載例

生産記録

有機農業の加算措置の取組 (炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用の取組)

生産記録については様式を定めていませんが、参考様式として農業者団体が市町村に実施状況報告を提出するにあたり最低限必要な項目をまとめたものです。

組織名	環境営農組合
氏名	農林 次郎

ほ場名	実施面積	作物名
ほ場番号②	100a	たまねぎ

- 「堆肥施用量」欄は実際の施用量を記入してください。
- 「堆肥施用時期」欄には年月日だけでなく、〇月上旬などの時期を記載することも可能です。
- 作業を実施した時期に幅がある場合は、「〇月〇日～〇日」や「〇月上旬～〇月中旬」と記入してください。
- 見込みで報告する場合は目安となる年月日の後に「(見込)」と記入してください。
- 「備考」欄は、主作物後に堆肥を施用する場合に、施用後に栽培する作物名を記入してください。

- 複数ほ場について作成する場合は、交付金の交付金額の算定の基となるほ場面積がわかる書類と突き合わせられるように、通し番号等によって整理してください。
- 異なるほ場であっても、作業工程や肥培管理が同じ場合は、一枚の生産記録にまとめて記載できます。

#### 1 堆肥の施用

堆肥の名称(種類)	C/N比	堆肥施用量(kg/10a)	堆肥施用時期(注)	備考(注)
稲わら堆肥	30	1,500	令和〇年〇月下旬(見込)	水稻

(注)主作物の栽培後に施用する場合は、施用後に栽培する作物名を備考欄に記入すること。

- バーク堆肥、稲わら堆肥等植物性物質由来の堆肥等、明らかにC/N比が10を超えている堆肥については、わかる範囲で記載をしてください。

- 「堆肥の購入伝票等」の写しを証拠書類として保管してください。
- 「施肥管理計画」や「堆肥の成分証明書等」は、必要に応じて作成し、その写しを証拠書類として保管してください。

- 必要に応じて、堆肥の成分が分かる書類の写しを証拠書類として保管してください。(バーク堆肥、稲わら堆肥等植物性物質由来の堆肥、牛糞堆肥といった明らかにC/N比が10を超える堆肥は、成分のうちC/N比については成分証明がなくてもかまいません。)

#### 2 保管書類

施肥管理計画  堆肥の購入伝票等(※)

堆肥の成分証明書等

※ 堆肥を譲り受ける場合はその証拠書類(伝票、取引書類等)、自給堆肥の場合は堆肥原料、その量、堆肥製造期間、堆肥製造場所、製造した堆肥の量等を記載した書類を保管すること。

(注)保管してある書類名の□に、■または✓を入れること。

- 施肥管理計画は、堆肥その他の使用する資材における窒素及びリン酸の各成分量の合計が、都道府県の施肥基準等を上回り、必要となる投入成分量を超えて過剰な施用となることが懸念される場合は、施肥管理計画を策定して、その写しを証拠書類として保管してください。(都道府県の施肥基準やエコファーマー導入指針(持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針)における堆肥の使用の目安、その他の技術指針等の範囲内で施用が行われていれば策定する必要はありません。なお、施肥基準等については、都道府県、市町村にお問い合わせください。)